

「登記されていないことの証明書」を申請する際の注意点

- ① 本人の証明書を申請する際、申請者が本人の配偶者または四親等内の親族であるときには、
発行から3か月以内の本人との親族関係のわかる戸籍謄本が必要になります。
(その際に、法務局の窓口に戸籍謄本の原本とコピーを持参し、原本の返還を求めてください。)

 - ② 証明書を窓口で申請する際は本局(裏面の一覧表参照。広島県内なら広島合同庁舎内の法務局)のみでの取扱いになりますのでご注意ください。
その際には、免許証・保険証など申請者の本人確認ができる書類を持参してください。
- * 郵送で取り寄せる際は東京法務局のみでの取扱いになります。その際には、返信用封筒(返信用切手を貼ったもの)および上記本人確認書類のコピーを同封してください。

局名	所在地	電話番号	
東京法務局	東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎	03-5213- 1360	後見登録課
広島法務局	広島市中区上八丁堀 6 - 3 0	082-228- 5201	代表
山口地方法務局	山口市中河原町 6 - 1 6 山口 地方合同庁舎 2 号館	083-922- 2295	代表
岡山地方法務局	岡山市北区南方 1 - 3 - 5 8	086-224- 5659	戸籍課
鳥取地方法務局	鳥取市東町 2 - 3 0 2	0857-22- 2191	代表
松江地方法務局	松江市母衣町 5 0 松江法務合 同庁舎	0852-32- 4230	戸籍課